

改正案

現行

<p>（新株予約権証券等の換算）</p> <p>第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。</p> <p>一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間（同法第二百七十九条第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。</p> <p>ハ（略）</p> <p>二丁五（略）</p> <p>六 新投資口予約権証券等（令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。）については、新投資口予約権等（新投資口予約権及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項において同じ。）の目的である投資口の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券については、零とする。</p>	<p>（新株予約権証券等の換算）</p> <p>第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。</p> <p>一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。</p> <p>ハ（略）</p> <p>二丁五（略）</p> <p>六 新投資口予約権証券等（令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。）については、新投資口予約権等（新投資口予約権及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項において同じ。）の目的である投資口の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券については、零とする。</p>
--	---

イ (略)

ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間(同法第十八条の十五第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。)の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ (略)

七(略)

2 (略)

イ (略)

ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ (略)

七(略)

2 (略)